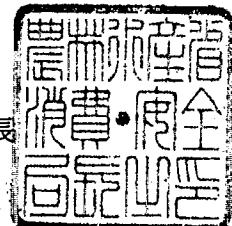


18消安第2428号
平成18年11月17日

独立行政法人肥料飼料検査所理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について(通知)」の
一部改正について(通知)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「令」という。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「規則」という。）等の食品の安全性の確保に関する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度改正に関する改正が行われた。

これに伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について(通知)」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、事務の参考とされるとともに関係者に対して周知を図られたい。

(別紙)

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」
(平成13年3月30日付け12生畜第1826号) 生産局長・水産庁長官連名通知 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>目次</p> <p>第1・第2 「略」</p> <p>第3 飼料の公定規格及び表示の基準</p> <p>1～3 「略」</p> <p>4 規格設定飼料製造業者等の登録について</p> <p>(1) 規格設定飼料製造事業場等の登録等</p> <p>(2) 外国規格設定飼料製造事業場等の登録等</p> <p>(3) 規格設定飼料の製造等の報告について</p> <p>5 「略」</p> <p>第4・第5 「略」</p>	<p>記</p> <p>目次</p> <p>第1・第2 「略」</p> <p>第3 飼料の公定規格及び表示の基準</p> <p>1～3 「略」</p> <p>4 規格設定飼料製造業者等の登録について</p> <p>(1) 規格設定飼料製造事業場等の登録等</p> <p>(2) 外国規格設定飼料製造事業場等の登録等</p> <p>(3) 規格設定飼料の製造等の報告について</p> <p>5 「略」</p> <p>第4・第5 「略」</p>

本制度は、特定飼料等の登録を通じて、農林水産大臣が、特定飼料等の登録を受けることとして設けられたものである。

特定飼料等製造業者は、特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに農林水産大臣の登録を受け、当該登録に係る

事務

本制度は、特定飼料等の登録を通じて、農林水産大臣が、特定飼料等の登録を受けることとして設けられたものである。

事務

特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等表示を付することができる。この表示が付された当該特定飼料等については、肥飼料検査所が行う検定を受けず販売することができる。外國特定飼料等製造業者についても同様の登録を受けることができる（法第16条第1項、第21条第2項）。具体的な登録の申請等の手続・基準については規則（規則第13条から第21条まで及び第24条から第29条まで）に定めるもの

ア 特定飼料等製造事業場の登録等については、次によ

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

法第7条第1項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、規則第13条第1項の規定に基づき、規則別記様式第10号による申請書正副2通に規則第13条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて特定飼料等製造業者は、法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第11号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査にかかる肥飼料検査所の行う調査を受ける場合は、規則第18条第1項の規定に基づき、規則別記様式第12号による調査申請書正副2通を肥飼料検査所理事長に提出すること。

なお、これら申請にあたり登録申請者自らが行う

品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造

特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等表示を付することができる。この表示が付された当該特定飼料等については、肥飼料検査所が行う検定を受けず販売することができる。外國特定飼料等製造業者についても同様の登録を受けることができる（法第16条第1項、第21条第2項）。具体的な登録の申請等の手続・基準については規則（規則第13条から第21条まで及び第24条から第29条まで）。

事業場の施設で検査を行ふが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載される規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点の試験成績及び同一試験料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロットある場合は、「概ね20点の試験成績」に代えることができる。

(イ) 登録更新申請及び登録更新調査申請

登録特定飼料等製造業者の登録有効期間は3年間と規定されており、法第11条第1項の登録を更新しようとする者は、この有効期間満了の4ヶ月前までに農林水産大臣に当該更新申請手続を行うこと。また、登録特定飼料等製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥飼料検査所の行う更新調査を受けた場合は、有効期間満了の4ヶ月前までに肥飼料検査所に当該更新調査申請を行うこと。この肥飼料検

査所の調査結果を当該更新申請に添付する場合は、
更新しようとする3週間前までに農林水産大臣に当
該更新申請を行うこと。

(ウ) 変更登録申請及び変更検査・調査申請

登録特定飼料等製造業者が、法第13条第1項に基
づき特定飼料等の製造設備（規則別表第1）若し
くは検査設備（規則別表第2）の名称、性能及び
数、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のため
の組織に関する事項（規則別表第3）（製造に用い
る原体製造事業場の変更を含む。）又は検査規程を
変更しようとするときは、規則第19条第1項の規
定に基づき、規則別記様式第14号による変更登録
申請書正副2通及び規則第13条第2項第1号、第
2号又は第5号に掲げる書類のうち、変更に係るも
のを農林水産大臣に提出すること。併せて登録特定
飼料等製造業者は、法第13条第3項において準用
する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受
ける場合は、規則第19条第3項の規定に基づき、
規則別記様式第15号による検査申請書正副2通を
農林水産大臣に提出すること。また、登録特定飼料
等製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥飼
料検査所の行う変更調査を受ける場合は、規則第2
0条第1項の規定に基づき、規則別記様式第17号
による調査申請書正副2通及び規則第13条第2項
第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち変更
に係るものを肥飼料検査所に提出すること。
なお、検査規程のみを変更しようとする場合は、変
更しようとする2ヶ月前までに、それ以外の場合は、
変更しようとする4ヶ月前までに当該申請を行
うこと。ただし、肥飼料検査所の調査結果を添付す

る場合は変更しようとすると1ヶ月前までに農林水産大臣に当該変更申請を行うこと。

(エ) 変更届出

法第13条第4項の規定に基づく届出は、規則第19条第4項の規定に基づき、規則別記様式第16号による届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。

(オ) 事業廃止届出

法第14条の規定に基づく届出は、規則第21条の規定に基づき、規則別記様式第19号による事業廃止届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。

1 外国特定飼料等製造事業場の登録等

外国特定飼料等製造事業場の登録等については、次によるものとする。

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

法第21条第1項の登録を受けようとする外国特定飼料等製造業者は、規則第24条第1項の規定に基づき、規則別記様式第22号による登録申請書正副2通及び規則第24条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて外国特定飼料等製造業者は、法第21条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第23号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第21条第3項において準用する法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査にかかる肥料検査所の行う調査を受ける場合は、規則第25条第1項の規定に基づき、規則別記様式第24号による調査申請書正副2通を肥料検査所理事長に提出す

ること。

なお、申請にあたっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方針は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行なうことができるものとする。

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載される規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点の試験成績及び同一試料について異なる目に試験した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロットある場合は、「概ね20点の試験成績」に代えることができる。

(イ) 登録更新申請及び登録更新調査申請
登録外国特定飼料等製造業者の登録有効期間は3年間と規定されており、法第21条第3項において準用する法第11条第1項の登録を更新しようとする

る者は、この有効期間満了の6ヶ月前までに農林水産大臣に当該更新申請手続を行うこと。また、登録外国特定飼料等製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥餌料検査所の行う更新調査を受ける場合は、有効期間満了の6ヶ月前までに肥餌料検査所に当該更新調査申請を行うこと。この肥餌料検査所の調査結果を当該更新調査申請に添付する場合は、更新しようとする1ヶ月前までに農林水産大臣に当該更新申請を行うこと。

(ウ) 登録申請及び変更検査・調査申請

登録外国特定飼料等製造業者が、法第21条第3項において準用する法第13条第1項に基づき特定飼料等の製造設備（規則別表第1）若しくは検査設備（規則別表第2）の名称、性能及び数、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項（規則別表第3）（製造に用いる原体製造事業場の変更を含む。）又は検査規程を変更しようとすることは、規則第26条第1項の規定に基づき、規則別記様式第26号による変更登録申請書正副2通及び規則第24条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち、変更に係るもの農林水産大臣に提出すること。併せて登録外国特定飼料等製造業者は、法第21条第3項において準用する法第13条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則第26条第3項の規定に基づき、規則別記様式第27号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、登録外国特定飼料等製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥餌料検査所の行う変更調査を受ける場合は、規則第27条第1項の規定に

- 基づき、規則別記様式第29号による調査申請書正副2通及び規則第24条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち変更に係るものを肥飼料検査所理事長に提出すること。なお、検査規程のみを変更しようとすると月前までに、それ以外の場合は、変更しようとすると6ヶ月前までに当該申請を行うこと。ただし、肥飼料検査所の調査結果を添付する場合は変更しようとすると1ヶ月前までに農林水産大臣に当該変更申請を行うこと。
- (エ) 変更届出
法第21条第3項において準用する法第13条第4項の規定に基づく届出は、規則第26条第4項の規定に基づき、規則別記様式第28号による届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。
- (オ) 事業廃止届出
法第21条第3項において準用する法第14条の規定に基づく届出は、規則第28条の規定に基づき、規則別記様式第31号による事業廃止届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。
- (カ) 訳文の添付
申請書等は、特別の事情により日本語で記載できないものがある場合は、その訳文を付すこと。
- (キ) 費用の負担について
登録外国特定飼料等製造業者の検査及び調査に要する費用は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする（法第22条第2項）。
- ウ 特定飼料等の製造等の報告について
登録特定飼料等製造業者及び外国特定飼料等製造業者は、事業年度ごとに特定飼料等の製造又は輸入の実

績をとりまとめ別記様式11号により消費・安全局長に報告すること。

5・6 [略]

7 [略]

(1) 飼料製造管理者の届出について
令第5条の飼料又は飼料添加物の製造業者は、規則第33条により、その届出書を農林水産大臣に届け出るものとする。ただし、当該届出は、肥飼料検査所を経由して行うことができる。

法第25条第3項の規定による飼料製造管理者の設置又は変更についての届出は、規則第33条に定める事項を記載した別記様式第12号によるものとする。
規則第15条第2項の届出書には、次のとおりとする。

ア・イ [略]

(2) [略]

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

1・2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 検定の実施等について

検定が終了したときは、検定を実施した者は、当該検定の申請者に対し、別記様式第13号をもって検定結果を通知するものとする。

(3) [略]

4 規格設定飼料製造業者等の登録について

本制度は飼料製造業者における適正な品質管理の推進を図ることを目的として設けられたものである。
規格設定飼料の製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに農林水産大臣の登録を受け、当該登

5・6 [略]

7 [略]

(1) 飼料製造管理者の届出について

令第5条の飼料又は飼料添加物の製造業者は、規則第33条により、その届出書を農林水産大臣に届け出るものとする。ただし、当該届出は、肥飼料検査所を経由して行うことができる。

法第25条第3項の規定による飼料製造管理者の設置又は変更についての届出は、規則第33条に定める事項を記載した別記様式第11号によるものとする。
規則第15条第2項の届出書には、次のとおりとする。

ア・イ [略]

(2) [略]

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

1・2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 検定の実施等について

検定が終了したときは、検定を実施した者は、当該検定の申請者に対し、別記様式第12号をもって検定結果を通知するものとする。

(3) [略]

4 規格設定飼料製造業者等の登録について
本制度は飼料製造業者における適正な品質管理の推進を図ることを目的として設けられたものである。
規格設定飼料の製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに農林水産大臣の登録を受け、当該登

録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、当該規格設定飼料が登録を示す特別な表示を付することができる。外國において本邦に輸出される業者と同様の登録を受けることができる（法第29条第1項、第30条第1項）。具体的な登録の申請等の手続・基準については規則第46条から第60条まで）に定めるものほか、以下によるものとする。

(1) 規格設定飼料製造事業場等の登録等
規格設定飼料製造事業場の登録については、次によるものとする。

ア 登録申請及び検査・調査申請

法第29条第1項の登録を受けようとする規格設定飼料製造業者は、規則第46条第1項の規定に基づき、規則別記様式第33号による申請書正副2通及び規則第46条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて規格設定飼料製造業者は、法第29条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受けける場合は、規則別記様式第34号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第29条第3項において準用する法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査にかかる肥飼料検査所の行う調査を受けれる場合は、規則第51条の規定に基づき、規則別記様式第35号による調査申請書正副2通を肥飼料検査所理事長に提出すること。

なお、これら申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業

場の施設で検査を行いうが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行いうことができるものとする。

添付書類のうち「登録を受けようとする規格設定飼料の試験成績」には、飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は規格設定飼料検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロットある場合は、「概ね20点の試験成績」に代えることができる。

1 登録更新申請及び登録更新調査申請

登録規格設定飼料製造業者の登録有効期間は3年間と規定されており、法第29条第3項において準用する法第11条第2項において準用する法第7条第4項の登録を更新しようとする者は、この有効期間満了の4ヶ月前に農林水産大臣に当該更新手続を行うこと。また、登録規格設定飼料製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥飼料検査所の行う更新調査を受ける場合は、有効期間満了の4ヶ月前までに肥飼料検査所に当該更新申請を行うこと。この肥飼料検査所の調査結果を当該更新申請に添付する場合は、更新しようとする3ヶ月間前までに農林水産大臣に当該更新申請を行うこと。

2 変更登録申請及び変更検査・調査申請

登録規格設定飼料製造業者が、法第29条第3項に

において準用する法第13条第1項に基づき規格設定飼料の製造設備（規則別表第4）若しくは検査設備（規則別表第5）の名称、性能及び数、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項（規則別表第6）又は検査規程を変更しようとするときは、規則第52条第1項の規定に基づき、規則別記第37号による変更登録申請書正副2通及び規則第46条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち、変更に係るものを農林水産大臣に提出すること。
併せて登録規格設定飼料製造業者は、法第29条第3項において準用する法第13条第3項において準用する法第7条第4項の規定により農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記第38号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、登録規格設定飼料製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥飼料検査所の行う変更調査を受ける場合は、規則第53条第1項の規定に基づき、規則別記様式第40号による調査申請書正副2通及び規則第46条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち変更に係るものを肥飼料検査所理事長に提出すること。
なお、検査規程のみを変更しようとする場合は、変更しようとする2ヶ月前までに、それ以外の場合は、変更しようとする4ヶ月前までに当該申請を行うこと。
ただし、肥飼料検査所の調査結果を添付する場合は変更しようとする1ヶ月前までに農林水産大臣に当該変更申請を行うこと。

エ 変更届出

法第29条第3項において準用する法第13条第4項の届出は、規則第52条第4項の規定に基づき、規則別記様式第39号による届出書正副2通を遅滞なく

農林水産大臣に提出すること。

オ

法第29条第3項において準用する法第14条の規定に基づき、規則別記様式第4.2号による事業廃止届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。

(2) 外国規格設定飼料製造事業場の登録等
　　外國規格設定飼料製造事業場の登録については、次によるものとする。

ア 登録申請及び検査・調査申請

法第30条第1項の登録を受けようとする外國規格設定飼料製造業者は、規則別記様式第4.3号による登録申請書正副2通及び規則第5.5条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて規格設定飼料製造業者は、法第30条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第4.4号による検査申請書正副2通を農林水産大臣が行う検査所に提出すること。また、法第30条第3項において準用する法第1.0条第1項の農林水産大臣が行う検査にかわる肥飼料検査所の行う調査を受ける場合は、規則第5.6条第1項の規定に基づき、規則別記様式第4.5号による調査申請書正副2通を肥飼料検査所理事長に提出すること。なお、申請にあたっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行いうが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

添付書類のうち「登録を受けようとする規格設定飼料の試験成績」には、飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は規格設定飼料検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね 20 点の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した 3 点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の 2 年間に概ね 20 ロットある場合は、「概ね 20 点の試験成績」に代えることができる。

イ 登録更新申請及び登録更新調査申請

登録外国規格設定飼料製造業者の登録有効期間は 3 年間と規定されており、法第 30 条第 3 項において準用する法第 11 条第 2 項において準用する法第 7 条第 4 項の登録を更新しようとすると、この有効期間満了の 6 ヶ月前までに農林水産大臣に当該更新申請手続を行うこと。また、登録外国規格設定飼料製造業者が農林水産大臣の行う検査にかわる肥飼料検査所の行う更新調査を受ける場合は、有効期間満了の 6 ヶ月前までに肥飼料検査所に当該更新調査申請を行うこと。この肥飼料検査所の調査結果を当該更新調査申請に添付する場合は、更新しようとすると 1 カ月前までに農林水産大臣に当該更新申請を行うこと。

ウ 変更登録申請及び変更検査・調査申請

登録外国規格設定飼料製造業者が、法第 30 条第 3 項において準用する法第 13 条第 1 項に基づき規格設定飼料の製造設備（規則別表第 4）若しくは検査設備（規則別表第 5）の名称、性能及び数、製造管理及び

品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項

(規則別表第6) 又は検査規程を変更しようとするときは、規則別記様式第47号による変更登録申請書正副2通及び規則第55条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち、変更に係るものを農林水産大臣に提出すること。併せて登録規格設定飼料製造業者は、法第30条第3項において準用する法第13条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則第57条第3項の規定に基づき、規則別記様式第48号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、登録外国規格設定飼料製造業者が農林水産大臣の行う検査にかかる肥飼料検査所の行う変更調査を受けた場合は、規則第58条第1項の規定に基づき、規則別記様式第50号による調査申請書正副2通及び規則第56条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる書類のうち変更に係るものを肥飼料検査所理事長に提出すること。なお、検査規程のみを変更しようとする場合は、変更しようとする2ヶ月前までに、それ以外の場合は、変更しようとする6ヶ月前までに当該申請を行うこと。ただし、肥飼料検査所の調査結果を添付する場合に変更しようとする1ヶ月前までに農林水産大臣に当該変更申請を行うこと。

五 変更届出

法第30条第3項において準用する法第13条第4項の規定に基づく届出は、規則第57条第4項の規定に基づき、規則別記様式第49号による届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。

六 事業廃止届出

法第30条第3項において準用する法第14条の規

定に基づく届出は、規則別記様式第52号による事業廃止届出書正副2通を遅滞なく農林水産大臣に提出すること。

訳文の添付

申請書等は、特別の事情により日本語で記載できないものがある場合は、その訳文を付すこと。

費用について

登録外国規格設定飼料製造業者の検査及び調査に要する費用は、当該検査又は調査を受ける外國規格設定飼料製造業者の負担とする（法第30条第3項）。

(3) 規格設定飼料の製造等の報告について

登録規格設定飼料製造業者及び登録外國規格設定飼料製造業者は、事業年度ごとに規格設定飼料の製造の実績をとりまとめ別記様式14号により消費・安全局长に報告すること。

5 「略」

第4 「略」

1 「略」

(1) 法第27条の規定により登録検定機関としての登録又はその更新を受けようとする者は、別記様式第13号による申請書正副2通に規則第61条により定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。

(2) 登録検定機関が検定を行う事業所の所在地の変更しようとするときは、法第39条の規定に基づき、別記様式第16号による届出書を、変更しようとする2週間前までにを農林水産大臣に提出すること。

(3) 「略」

2 「略」

3 検定についての報告
登録検定機関は事業年度ごとに規格適合に関する検定の

5 「略」
第4 「略」
1 「略」

(1) 法第27条の規定により登録検定機関としての登録又はその更新を受けようとする者は、別記様式第13号による申請書正副2通に規則第61条により定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。
(2) 登録検定機関が検定を行う事業所の所在地の変更しようとするときは、法第39条の規定に基づき、別記様式第14号による届出書を、変更しようとする2週間前までにを農林水産大臣に提出すること。

(3) 「略」
2 「略」
3 検定についての報告
登録検定機関は事業年度ごとに規格適合に関する検定の

実施状況を取りまとめ別記様式第17号により、事業所の所在する都道府県を所管する地方農政事務所を経由して消費・安全局長に提出されたい。

第5 その他
1～6 [略]
7 手数料

- (1) [略]
(2) 登録手数料、調査手数料

特定飼料等製造業者、外國特定飼料等製造業者、検定機関、規格設定飼料製造業者又は外國規格設定飼料製造業者としての登録を受けようとする者は、一定額の手数料を国庫に納付しなければならないこととされている。また、外國製造業者は、登録に伴う検査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされる（令第4条、第9条第1項）。

なお、登録の申請に先立ち、肥飼料検査所の調査を受けようとする者は、一定額の手数料を肥飼料検査所に納付しなければならないこととされている。この場合も、外國製造業者は、調査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

また、特定飼料等製造業者、外國特定飼料等製造業者又は検定機関の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）の規定に基づく登録免許税（9万円）を納付しなければならないこととされている（登録の更新の場合を除く。）。

登録免許税を納付する場合は、税法第21条の規定に基づき、日本銀行の本支店、国税の収納を行うその代理店、郵便局又は税務署において納付し、領收証書を受領

実施状況を取りまとめ別記様式第15号により、事業所の所在する都道府県を所管する地方農政事務所を経由して消費・安全局長に提出されたい。

第5 その他
1～6 [略]
7 手数料

- (1) [略]
(2) 登録手数料、調査手数料

特定飼料等製造業者、外國特定飼料等製造業者、検定機関、規格設定飼料製造業者又は外國規格設定飼料製造業者としての登録を受けようとする者は、一定額の手数料を国庫に納付しなければならないこととされている。また、外國製造業者は、登録に伴う検査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

なお、登録の申請に先立ち、肥飼料検査所の調査を受けようとする者は、一定額の手数料を肥飼料検査所に納付しなければならないこととされている。この場合も、外國製造業者は、調査の旅費に相当する費用を負担しなければならないこととされている（令第4条、第9条第1項）。

また、検定機関の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。）の規定に基づく登録免許税（9万円）を納付しなければならないこととされている（登録の更新の場合を除く。）。

することにより行うものとする。また、当該納付に係る領収証書を登録申請書に添付するものとする

(3) [略] [略]
8・9 [略] [略]
別記様式第1~10号
別記様式第1~11号
別記様式第1~10号
[略]

別記様式第11号—(1)

〔略〕

別記様式第11号—(2)

[略]

別記様式第12号

別記様式第14号

規格設定飼料実績報告書				
年 <u>月</u> 日				
農林水産省消費・安全局長 殿	住所 <u>氏名</u> 印			
年度に実施した規格設定飼料の製造又は輸入実績を下記のとおり報告します。				
記				
規格設定者(氏名又は名称)	規格設定飼料名及 年月日	規格設定飼料種類及 其の名称	規格設定飼料量 kg	備考
(日本工業規格 A 4)				

別記様式第15号

[略]

別記様式第16号

[略]

別記様式第17号

[略]

別記様式第13号

[略]

別記様式第14号

[略]

別記様式第15号

[略]